

● 自分のマイナンバーはいつわかるの？

平成27年10月から12月にかけて、住民票を有する全てのひとに、1人1つのマイナンバー（個人番号）が通知されます。中長期在留者や特別永住者などの外国人も含まれます。

■ 通知カード

地方公共団体情報システム機構から、原則として住民票に登録されている住所宛てにマイナンバーが記載された「通知カード」が届きます。通知カードは、紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、マイナンバーが記載されています。

通知カードは全てのひとに送られますが、顔写真が入っていませんので、本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

■ 個人番号カード

通知カードでマイナンバーが通知された後に、地方公共団体情報システム機構に申請すると、平成28年1月以降に個人番号カードが交付されます。（通知カードとともに、個人番号カードの申請書が同封されています。）

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書としても利用できます。個人番号カードとカード内のICチップには、本人の「マイナンバー」「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「顔写真」などが記録されます。ただし、所得情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。



(表面イメージ)



(裏面イメージ)

民間企業でもマイナンバーを取り扱います

民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続きを行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。また、証券会社や保険会社でも、利金・配当金・保険金等の税務処理を行っています。平成28年1月以降は、これらの手続きを行うためにマイナンバーが必要です。このため、企業や団体にお勤めの方や保険会社等とお取引がある方は、勤務先や保険会社等にご本人やご家族のマイナンバーを記載・提示する必要があります。

※法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月からは、法人には1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号は誰でも自由に利用できます。

今後のスケジュール

- 平成27年10月～ ●マイナンバーの通知を、住民票の住所へ送付開始
- 平成28年 1月～ ●社会保障・税・災害対策の手続きで、マイナンバーの利用が開始
●申請者に、個人番号カードを交付
- 平成29年 1月～ ●国の行政機関の間で、情報連携を開始
- 平成29年 7月～ ●地方公共団体等も含めた情報連携を開始

※広報10月号では、個人番号通知と個人番号カード交付について、詳しくお伝えする予定です。

マイナンバーコールセンター



0570-20-0178

(全国共通ナビダイヤル)

平日9時30分～17時30分
(土日祝日・年末年始を除く)

※ナビダイヤルは通話料がかかります。
※外国語対応：0570-20-0291

【お問合せ】

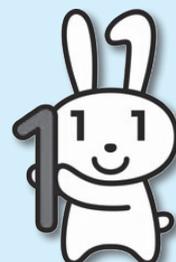
政策広報課(制度)、
住民課(個人番号カード)
22-2111(代)



マイナンバー制度

平成27年10月から、個人番号を通知します

平成25年5月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布されました。平成27年10月からマイナンバー（個人番号）を通知し、平成28年1月から社会保障・税・災害対策分野の行政手続きで利用が始まります。



マイナちゃん

●「マイナンバー」とは？

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。マイナンバーは、一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので、大切にしてください。

●何のために導入されるの？

マイナンバー制度には、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、3つの効果が期待されています。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

●個人情報保護はどうなっているの？

マイナンバー制度の導入後も、個人情報とはこれまでと同じように各行政機関等が保有し、利用範囲の中で必要と認められる場合に限って情報の照合・提供を行う「分散管理」の方法がとられます。個人情報が特定の機関に集約されることはありません。

また行政機関や地方公共団体を監視・監督する「特定個人情報保護委員会」の設置や、マイナンバーを利用する事務ごとにプライバシーへの影響評価（特定個人情報保護評価）実施の義務付け、罰則の強化などの保護措置が実施されます。

税の情報や社会保障の情報を同じ番号で管理すると、マイナンバーが漏えいしたときに、それらの情報も芋づる式に漏えいしてしまうのではないですか？

マイナンバー制度では、①個人情報と同じところで管理されることはありません。例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は市役所に、年金に関する情報は年金事務所などに、これまでどおり情報は分散して管理されます。②また、役所の間で情報をやり取りする際には、マイナンバーではなく、役所ごとに異なるコードを用いますので、一か所での漏えいがあったとしても他の役所との間では遮断されます。

したがって、仮に一か所でマイナンバーが漏えいしたとしても、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとなっています。

もしマイナンバーが漏えいしたら、なりすまされて悪用されるのではないですか？

マイナンバーを使って社会保障や税などの手続きを行う際には、個人番号カードや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書等により本人確認を厳格に行うことが、法律でそれぞれの関係機関に義務付けられています。言い換えれば、万が一マイナンバーが漏えいした場合であっても、マイナンバーだけで手続きを行うことはできませんので、それだけでは悪用されません。マイナンバーが漏えいした場合には、本人の請求などにより、マイナンバーを変更することが可能です。